農用地利用権設定等申出書兼農用地利用集積計画明細書(利用権)

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画を	定定める	よう、	申し出ます。
-------------------------------------	------	-----	--------

令和 年 月 |

印

印

整理		借りる者	利用権の設定(移転)を受ける者の住	(产記)	(氏名)	@
番号		(A)	所および氏名または名称	(住所)		(II)
種別	新 現 新 彩 転	貸す者 (B)	利用権の設定 (移転) をする者の 住所および氏名 (土地所有者)	(住所)	(氏名)	®

借りる者の経営状況:別紙のとおり

1. 各筆明細

利 用	権を設	定す	る土	地 ((D)	設 定	す	る利	用	権	(E)	利用権設定等促						(G)	
Ē	听 7	生	登記	現況	面積	利用権	内 容	始	期			借賃の	進事業の実施に より成立する利	(権原者が	書ききれな	い場合は、	別紙同意	意書によ		備考
大 字	字	地 番		地目		の種類	(目的)	終	期	存続期間	借 賃		用権の設定等に 係る当事者間の	住	所	氏	名	同意印	権原の	(H)
			地目	地目	(m ²)	の性類	(日即)	於	别			又払力伝	法律関係 (F)						種類	
						賃借権		年	月	年		口座振込	賃貸借					ED		
						使用貸借権		年	月	4		直接渡し	使用貸借					(FI)		
						賃借権		年	月	年		口座振込	賃貸借					EID		
						使用貸借権		年	月	+		直接渡し	使用貸借					(4)		
						賃借権		年	月	年		口座振込	賃貸借					ED)		
						使用貸借権		年	月	7		直接渡し	使用貸借					(H)		
						賃借権		年	月	年		口座振込	賃貸借					EI)		
						使用貸借権		年	月	7		直接渡し	使用貸借					(II)		
						賃借権		年	月	年		口座振込	賃貸借					ED)		
						使用貸借権		年	月	+		直接渡し	使用貸借					(H)		
						賃借権		年	月	年		口座振込	賃貸借					ED)		
						使用貸借権		年	月	+		直接渡し	使用貸借					H)		

この計画に同意します。

・利用権の設定(移転)を受	ける者(借りる者)
---------------	-----------

・利用権を設定(移転)する者(貸す者) (共有名義または相続未登記の場合、代表者の氏名)

(甲) 氏名:

(FII)

・利用権を設定(移転)する者以外の者で、利用権を設定(移転)する土地につき、その他の使用収益権を有する者

氏名:

(乙) 氏名:

(記入注意)

- (1) この各筆明細は、利用権設定の当事者ごとに別葉とします。利用権の設定を受ける者が同一で、利用権を設定する者が異なる場合には整理番号に枝番を付して整理します。
- (2) (D) 欄は、大字別に記入します。
- (3) (D) 欄の「面積」は、登記簿によるものとし、登記簿の地積が著しく事実と相違する場合、登記簿の地積がない場合、土地改良事業による一時利用の指定を受けた土地の場合には、実測面積を () 書きで下段に 2段書きします。なお、1筆の一部について利用権が設定される場合には、○○○○㎡の内○○○㎡と記入し、当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記入します。
- (4) (E) 欄の「利用権の種類」は、賃料の支払いがある場合は、「賃借権」と記入し、ない場合は、「使用貸借権」と記入します。
- (5) (E)欄の「内容(目的)」は、利用権の設定による当該土地の利用目的(例えば水田として利用、普通畑として利用、樹園地として利用、農業用施設用地(畜舎)として利用等)を記入し、水田裏作を目的とする 賃貸借等の場合にはその利用期間を併記します。
- (6) (E) 欄の「始期」は、公告後となる目付を記入します。
- (7) (E) 欄の「借賃」は、当該土地の1年分の借賃(期間借地の場合には、1年のうち利用期間に係る分の借賃)の額を記入します。
- (8) (E) 欄の「借賃の支払方法」は、借賃の支払方法「口座振込」または「直接渡し」と記入します。
- (9) (F) 欄は、(E) 欄の「利用権の種類」に対応して「賃貸借」等と記載する。
- (10) (G) 欄は、(B) 欄以外の権原者がいないときは、記入しないでください。
- (11) (H)欄には、当該土地の利用権設定が農業協同組合法第10条第3項に規定する信託に係るものである場合は、信託財産である旨およびび当該信託に係る委託者の氏名または名称およ住所を記入します。
- (12) 同意については、利用権の設定(移転)を受ける者(借りる者)、利用権の設定(移転)する者(貸す者)の署名、押印をしてください。 なお、相続未登記の場合は、同意欄の署名、押印とともに、(G)欄の署名、押印にて同意したものとみなします。

2 共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者(以下「甲」という。)は、利用権の設定を受ける者(以下「乙」という。)が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払を することができない場合には、 相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

(2) 供賃の減額

利用権の目的物(以下「目的物」という)が農地である場合で、1の各筆明細に定められた借賃の額が、災害その他の不可抗力により農地法(昭和27年法律第229号)第24条に規定する割合を超えることとなったときは乙は甲に対しその割合に相当する額になるまで借賃の減額を請求することができる。

減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、農業委員会が認定した額とする。

(3)解約権の留保の禁止

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利は有しない。

ただし、特別の理由があるときは、農地法第18条に定める所定の手続きを経て解約することができるものとする。

(4) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議したうえ、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、または利用権を譲渡してはならない。

(5) 修繕及び改良

アー甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。

ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。 この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対しその保障を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(6) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(7)目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から60日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。

ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更または目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額(土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づく 土地改良事業により支出した有益費については、増価額)の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市町村が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市町村が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(10) その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市町村が協議して定める。

○利用	権の設定	(移転)) また	は所有	「権の和	多転を受	ける	者の農	農業経	営状況	(令	·和		年	月]	日	現在)								(固人農	業者用	∄)
氏名ま	たは名称	r							住所。	または所	f在地								連	絡	先								
世帯の農	農業従事状	兄 世帯	員(男	;)	人	世帯員	(女)		人	世帯員	員 (計)		人	農業		至	専	従す	者	J	農業	美補助]者		人	雇用党	働者		人
	氏	名	年齢	性別	借手	との続柄	į į	職	業	農作業	従事日数	備考	夸		氏	名	<u> </u>	年齢	性別	借手	との紛	柄	職	業	<u>.</u>	農作業従	事日数	備	考
											日																日		
											日																日		
											日																日		
											日																日		
											日																日		
	伢	1		有		す			Z)		農			機		:	具		(か		*	犬		ì	元		
トラク	クター	コンバ	イン	田;	植え機	*	排運機	送	乾	立燥機	粉	四摺機		防	除機		トラッ 軽四			ラック t未満		トラ 2t以	ック 以上	7	7オー:	クリフト	その	他機构	戒
	台		台			台		台			台		台		台	Í		台			台			台		台			台
		家				畜				の			伢	R			有				状				:	況			
(種類)				(種類)					(種類)					(種類)					(種類)					(種類)				
	現	在	の		経	営		L		て	٧٧	る)	農	i.	地		の	面	ī	積		_	.	t- 7	₹	営	乍 物	771
	田		畑		方	女牧地等															計			È 7	たる	5 経	当 1 	上 物	J
	m²	:		m^2		1	m ²			m^2		m	n ²			m^2			m^2			m^2							

○利用権の設定(移転)または所有権の移転を受ける者が現に耕作に供している農地の明細

②別紙のとおり ・ 営農計画書(水稲共済細目書)のとおり

○利用権	権の設定	(移転) ま	たは所る	有権の移	転を受け	る者の	農業経営壮		和	年	月	日現在	<u> </u>					(法人農業	と ()
氏名ま	たは名称						住所またり	は所在地					連	絡	先					
世帯の農	業従事状況	世帯員(男)	人	世帯員()	女)	人世	帯員 (計)	<u>/</u>	農業従	事者	専 従	者	人	農業裕	補助者	人	、 雇用 🤄	分働者	人
	氏	名年	齢性別	借手と	の続柄	職	業農作	業従事日数	備考		氏 名	年 年	齢 性別	借手と	の続植	丙 職	業	農作業征	住事日数	備考
								日												
								日			Г						/			
		法人	のた	め該	当な1			日					法人	のた	こめ	該当	なし			
								日												
								日												
	保		有		す		る		農	機		具		の			状	į	况	
トラク	ター :	コンバイン		植え機	耕道	重機	乾燥株	送 米	双摺機	防除機		トラック 軽四		ラック 未満		トラック 2t以上	フォ	ークリフ	くその	他機械
	台		台	ī	á	台		台	台		台		台		台		台	. J	î	台
		家			畜		の		1	呆		有			状			況		
(種類)			(種類)			(種類)			(種類)			(種類)				(種類	i)		
Ę	見	在	か	経	営	し	て	٧٧	る	農	地	の	面		積			7 47	224 IX	F- H-6-11
	H	炸	1	放2	枚地等										計		主た	る経	営作	乍 物
			_																	

別紙のとおり ・ 営農計画書(水稲共済細目書)のとおり

[○]利用権の設定(移転)または所有権の移転を受ける者が現に耕作に供している農地の明細

(別紙) 利用権の設定(移転)・所有権の移転をうける者が現に耕作に供している農地の明細 (令和 月 日現在) 年 在 登記 現況 籍 所 地 耕作権原の種類 利 用 状 況 考 字 字 地 目 大 地 地 目 (m^2) 自作・小作 田・畑・その他 自作 · 小作 田・畑・その他 自作・小作 田・畑・その他 田・畑・その他 自作・小作 自作,小作 田・畑・その他 自作・小作 田・畑・その他 自作・小作 田・畑・その他 自作・小作 田・畑・その他 自作・小作 田・畑・その他 自作•小作 田・畑・その他 自作・小作 田・畑・その他 自作・小作 田・畑・その他

農用地利用権設定に関する同意書

			令和	年	月	日
米原市長	様					
		農用地利用権	設定代表			
		住所				
		氏名				<u>EI)</u>
米原市	の	土地について、下記	のとおり	、所有	「・ 相続	を権を
持つすべての者	が協議の上、農	用地利用権設定に関	して上記	代表に	一任し	ます。
なお、今後私	なども以外の者よ	り、所有・相続 権を	を主張され	1た場	合には、	、私ど
もが連帯して責	任を負い、問題係	解決にあたります。				
		記	柞	目続権の)場合の ユ	み記入
/ } -	=E	武士 担体 1		被相	続人(所	有者
住	所	所有・相続 人	. 戊名	名義	人)との	続柄
			(FI))		
			(FI))		
			A)		
			A)		
)		
			(EII))		
			(EII))		
)		
)		